			成年後見制度利用支援事業の概要				中核機関(センター)情				
自治体	人口 (R2.8.1現在)	助成の内容・対象・要件			助成対象費用及び		設置 運営		営 運営 中		
		内容	対象者	要件	報酬助成額	補足	設置 方法	運営 方法	運営 主体	機関	
1 あま市	88,960人	・審判請求 費用 ・後見人等 の報酬費 用	・後見人等 の選任を受 けた被後見 人等	〈審判請求〉 (1)市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っている者 (2)配偶者及び2親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者 〈後見人等報酬費用の助成〉※市長申立てしたケースに限る (1)生活保護の被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの (2)審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者	人等の報酬の金額とする。ただし、被後見人が施設に入所している場合は月額18,000円、その他の場合は月額	あるときは、市長申立てを	単独	直営十	自治体・社協	令和3 年4月 1日設 置予 定	
2 A市		・審判請 費用 ・後報 明 ・後等 明 ・後等 サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ ・ サ	•申立人 •本人(被 後見人等)	ア 生活保護を受給している者 イ 中国残留邦人等支援給付を受給している者 ウ 以下の(1)から(4)のすべてに該当する者(世帯) (1) 市町村民税非課税世帯 (2) 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下 (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下 (4) 居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない	・審判に要した手数料等の費用 ・後見人等の報酬、後見監督 人等の報酬(合算して月額 28,000円まで) ※後見人等及び後見監督人 等が親族である場合、任意後 見は助成対象外	・被後見人等が死亡した後の報酬助成もある。 ・被後見人等の相続人及び相続財産管理人ができるい理由がある場合で、被後見人等が死亡日所をの理由がある場合で、被後見人等が死亡日所を有し、かつ左記の要件のいずれかに該当する必要がある。					
3 B市		・審判 ・審用見動 ・後等期 ・後等期 ・参りの ・ををもませる。 ・をできる。 ・をできる。 ・をできる。 ・をできる。 ・をできる。 ・のでも。 ・のでも。 ・のでも。 ・のでも。 ・のでも。 ・。 ・ ・。 ・ ・ と。 ・ と。 ・ と。 ・ と。 ・ と。 ・	・申立人 ・後見人さ が選任された 等	<審判請求費用助成対象及び要件> (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等支援給付及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) B市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者 (4) その他市長が認める者別表 1 市町村民税非課税であること。 2 年間収入が150万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。3 預貯金等の額が350万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。4 その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。 〈後見人等報酬費用助成対象及び要件〉 ・後見人等が選任された被後見人等のうち、原則B市に住民登録されている者又は法令等によりB市が援護の実施者である者で、上記(1)から(4)のいずれかに該当する者。	・審判請求費用(審判に要した費用に相当する額) ・市民後見人が後見人等に選任されている被後見人等は後見人等は後見人等は後見人等とり当たり月額8,000円をとする。・市民後見監督人等のうち、後見監督人等のうち、後見監督人等のうち、る在後見監督機関難な者に入等なるに、後見当たり月額18,000円を限度とする。・その他の者については、月額28,000円を限度とする。	申立人及びそのすべての 世帯員全員が左記の各 号のいずれかに該当する 必要がある。 ・本人(被後見人等)の配 偶者、直系血族及び兄弟 姉妹が後見人等又は後 見監督人等となっている					

成年後見制度利用支援事業の見直し検討表

			成年後見制度利用支援事業の概要					中核機関(センター)情報				
自治体	人口 (R2.8.1現在)			助成の内容・対象・要件	助成対象費用及び	補足	設置	運営	運営	営 中核		
		内容	対象者	要件	報酬助成額	THILE	方法	方法	主体	機関		
4 C市		·審判請求 費用 ·後酬費用	· 申立人 · 本人	(1) 生活保護法に規定する保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者 (3) 別表で規定する要件全てに該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの (4) Xセンター適正運営委員会の決定において、Xセンターが後見人等又は後見監督人等となっている者であって、別表に規定する要件全てに該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの 別表 1 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までである場合は前年度)における地方税法の規定による市町村民税を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者であること。 2 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 3 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 4 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。	・審判請求費用助成の金額は、申立人が審判請求を行うに当たって負担した実費に相当する額とする。 ・報酬助成の金額は、報酬として家庭裁判所が決定した額を上限とし、後見人等1人につき月額28,000円を上限とする。	一税疾後兄の物質は戦闘						
5 D市												
6 E市												
7 F市												
8 G市												
9 H市		・審判請求 に要する費 用 ・後見人費 の報酬費	•申立人	(1) 生活保護法の規定による被保護世帯に属する者 (2) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者 (3) 対象者の属する世帯の収入及び預貯金、債権、株式その他の金融資産の額から審判 請求の申立て費用及び後見人等の開始後の報酬の額を控除した額が、当該世帯に係る生 活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者 (4) 次のアからエまでのいずれにも該当する世帯に属する者 ア 世帯員全員が市民税非課税である世帯 イ 世帯の年間収入の合計額が、単身世帯にあっては150万円、単身世帯でない世帯に あっては150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である世帯 ウ 世帯の預貯金等の合計額が、単身世帯にあっては350万円、単身世帯でない世帯に あっては350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である世帯 エ 世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有して いない世帯	・審判請求に要する費用 ・家庭裁判所が決定した後見 人等の報酬額。ただし、助成 の対象者の生活の場が施設 の場合は月額18,000円を、在 宅の場合は月額28,000円を上 限とする。	・助成の対象者はH市に 住民登録があり、介護保 険法その他法令等の規 により、H市が支援、保 等を行っている者が前提 となる。 ・親族後見は報酬助成の 対象外となる。 ※報酬等助成は市長又 は福祉事務所長の中助と あるいは前提要件と なる。						

成年後見制度利用支援事業の見直し検討表

			成年後見制度利用支援事業の概要						中核機関(センター)情報				
	自治体	人口 (R2.8.1現在)			助成の内容・対象・要件	助成対象費用及び 報酬助成額	補足	設置	運営方法	運営 主体	中核機関		
10) [市		内・審に費・人の報のでは、本本でのでは、本本では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、は	対象者 ・申立人 ・本被後 人等)	要件 <申立てに要する費用の負担に係る対象> (1) 申立てに要する費用を市が負担しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者 (2) 生活保護法に規定する被保護者 (3) 申立てに要する費用を自己負担することで、生活保護法に規定する要保護者となる者 <報酬等に要する費用の助成に係る対象> (1) 報酬等に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者 (2) 生活保護法に規定する被保護者 (3) 報酬等に要する費用を自己負担することで、要保護者となる者	家庭裁判所が決定した報酬金額の範囲内とし、次に定める金額を上限とする。 (1) 在宅で生活している場合月額28,000円	規定により、I市が支援、 保護等を行っている者						
11	J市		・審判申立 に要する費 用・成年の報 ・成等の開	・本人 ・後見人等 が選任され た被後見人 等	〈申立費用の負担〉 (1) 申立てに要する費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合 (2) 生活保護法の被保護者である場合 (3) 申立てに要する費用を負担することにより、生活保護法に規定する要保護者となる場合 〈成年後見人等に対する報酬等に関する支援の対象〉 (1) 成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合 (2) 生活保護法の被保護者である場合 (3) 成年後見人等に対する報酬等を負担することにより、要保護者となる場合	・申立費用(審判に要した手数料等の実費)。 ・後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の実費の範囲内とし、予算に定める額を限度とする。 (要綱には具体的な金額の記載無し)	る前提は、J市に住民登録があって、介護保険法 その他法令等の規定により、J市が支援、保護等を						
12	火市		・市費料経部部の全一・等対経部部長用申費又・後務報全のは、後務報全一がのは、見に酬	・本人 ・後見人等 が選任され た被後見人	(4) K市の援護により他市の住所地特例施設に入居等している者	庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、月を単位に算定を行い、上限は次に掲げる額とする。ただし、同一の月に施設入所期間とその他の期間が混在する場合は、それぞれの期間の日数をもって按分するものとし、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。 (1) 施設に入所している者に対	酬については、遺留試算 で不足する金額に限り、 助成する。						